

文教福祉委員会

平成27年3月18日（水）  
午前9時01分～午後3時07分  
議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、  
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・教育委員会 東島教育長、貞富副教育長兼こども教育部長、西川社会教育部長  
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○堤委員長

おはようございます。きょうは雨になりましたけれども、恵みの雨だと思います。非常に桜の開花も増し、望まれるようないい環境になりました。

それでは、早速であります。ただいまより文教福祉委員会を開会いたしたいと思います。

まず、発言に関してですが、発言される方は必ず挙手をし、委員長の指名後に、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。マイクは後押し優先です。発言後に再びボタンを押す必要はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査日程に従い、当委員会に付託されました議案についての審査をしていきたいと思いますが、審査に入る前に注意していただきたい点が幾つかございますので、申し上げます。まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要でありますので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は、非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なもの、また、前年と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いいたします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されますようお願いいたします。

委員の皆様におかれては、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますが、一度にたくさん質疑をされますと、答弁がわかりにくくなりますので、質疑の該当箇所、ページ数等を示した上で、1回につき2問ぐらいに絞っていただければと思います。

それから、審査後に、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出いただきたいと思えます。

それでは、こども教育部関係の議案審査を行います。

まず、18号議案と19号議案について、関連がありますので、一括して審査をいたします。執行部から説明をお願いします。

◎第18号議案 佐賀市教育長の服務等に関する条例 説明

◎第19号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。どなたか御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようでございますので、次に、第27号議案について審査をいたします。

執行部から説明をお願いいたします。

◎第27号議案 佐賀市児童館条例の一部を改正する条例

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この事業の保護を支援にかえるというところの表現の問題は、こういうのはどうしても法律と同じ言葉でなくてはいけないということになるのかなという質問なんです。要するに佐賀市としては、松梅児童館という、独自の位置づけがあって、そこに関しては、保護という言葉が使えないのかどうかというところなんです。

○百崎こども家庭課長

これまでは法の中に保護というような文言がございましたので、そこを引用しておりますが、今回、24条に保護という言葉が出てきておりません。何らかの言葉を使って事業を説明する必要がございましたけれども、よりわかりやすいような表現ということで、子ども・子育て支援事業というのは、市町村がやらなければいけないというふうになっておりますので、養育の支援と表現したほうが、よりわかりやすいのではないかとということでこのように変更しております。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑は。

○松永憲明委員

別表のところの使用料なんですけれども、どこがどういうふうに変ったのか、何か変わった部分があるんですか。ちょっとわかりやすく説明してください。

○百崎こども家庭課長

使用料自体は変わっておりません。佐賀市の保育料の約8割程度でこれまでしておりますので、そこについては変わっておりませんが、階層区分の定義のところでは、C階層

以下のところですが、これまで、所得税額に応じて階層が決められておりましたけれども、国のほうでは保育料を定めるに当たっては、市長村民税額の金額の階層で分けるというふうになっておりましたので、そちらのほうに合わせております。ですから、定義の部分、文言と金額が変わっているというところです。

○堤委員長

よろしいですか。

○山下明子委員

そうすると、具体的には、保護者への影響というのはどんなふうになりますか。あるかないのか。所得税額が市町村民税の所得割額に変わったことによって、影響を受ける部分というのがどんなふうになるか。

○百崎こども家庭課長

国のほうでもこの階層を決めるに当たっては、所得税から市町村民税額に変わっても影響が少ないようにということでその金額のランクを決めてございますので、余り影響はないかというふうには考えております。

○山下明子委員

あるかないかという、余りないということはあるということだと思っておりますが、ちょっとこうなるよということがわかるような資料で示していただくと、イメージがわかりやすいと思っておりますが、全然変わらないという話とですね、余り変わらないというのではやっぱり違うので、そこはちょっとお示しいただきたいと思いますが、こういうケースだということ。

○堤委員長

資料つくれますか。

○百崎こども家庭課長

お1人お1人のその方の所得税額とか住民税額で比較してということになるので、ケース、例えば、こんな感じというのでは出るかと思っておりますけれども、全体的にというのは無理かなというふうには思います。

○山下明子委員

いわゆるモデルケースといいますかね、ちょっとこう変わる部分がこういう変わり方があるところをちょっと示していただかないと、余り変わらないですよと私たちは説明を受けてですね、市民の方に、こがなったですよとか言われて、あらっという話になるよりは、こういうふうになるケースがあるんだということを示していただいたほうがいいと思いますが。モデルケースでいいので。

○百崎こども家庭課長

例としてモデルケースで出させていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

○堤委員長

それは大体、どれくらいでできますか。

○百崎こども家庭課長

夕方までによろしいですか。

○堤委員長

そうですか。では、よろしく願いいたします。

関連ですか。

○高柳委員

一般的に共稼ぎで、御主人が年収400万円と。奥さんがそのサポートとして200万円前後の収入があると。そこで、市町村民税を計算し、該当するこのランクというのは大体どのくらいのランクになるんですか。

○百崎こども家庭課長

済みません、計算しないとちょっとわからないので、控除とか扶養の人数とかでも変わってきますので、今ちょっと即答というのができません。申しわけないです。

○堤委員長

そうしましたら、それは夕方までの資料の中の一端で、例えば、モデル例の1つとしてこうですよというのをお示しいただいてよろしいですか。それが、どの階層に当たるのかですからね。じゃ、夕方までに用意してもらおうということによろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

それでは、ほかに御質疑もないようですので、次に、第28号議案と第29号議案について、関連がありますので、一括して審査をいたします。

執行部から説明をお願いいたします。

◎第28号議案 佐賀市立保育所条例の一部を改正する条例 説明

◎第29号議案 佐賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、次に、当初予算議案である第1号議案を審査いたします。まず、第3款から第10款1項までの説明をお願いします。

◎第1号議案 平成27年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款1項 説明

○堤委員長

以上で、第3款並びに第10款1項までが終わりました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

(発言する者あり)

いいですよ。そうでしょうか。では、まず3款までの分で御質疑をお受けしたいと思います。

○平原委員

211ページの児童クラブ施設整備計画、今回の本庄小学校と春日北小学校ということで説明を受けましたけれども、位置図とか平面図とかあれば、委員会のほうに提出をしていただきたいというふうに思います。それと、今後の計画でありますけれども、専用館を今後どこにつくっていく計画なのか、それと、余裕教室を活用するというのもありますけれども、それはどこの小学校の余裕教室を活用しようという計画なのかというのを出示していただきたいというふうに思っているところです。

それと、219ページ、今回の制度が変わって、我々からすると、もともとその認可外保育園が認可保育園に、今回は認可保育園2園になられたということでありますけれども、その2園について、再度教えていただきたいということと、これまで認可外だったんだけど、今回、認可保育園になったと、これまで幼稚園だったけれども、認定のほうにかわられたというのが、一覧でわかるような資料があれば助かると思いますので、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

○堤委員長

今、以上2点出ましたけれども、まず、児童館の件、よろしいですか。

○百崎こども家庭課長

児童クラブの本庄と春日北についてですが、学校と調整をして、大体の場所は考えておりますけれども、平面図というのがまだ設計を出しておりませんので、詳細なお部屋の割とか、そういうことがまだできておりません。ですから、位置図については出せるかとは思いますが。

もう1点の今後の整備計画ですが、本庄、春日北については、これまでもずっと待機が出ていて、かなり狭いところで児童を見ていたということで、そういうところから今回、平成27年度に2つの専用館を考えているところですが、平成28年度以降の分についてはですね、やはり今から4年生以上、段階的に受け入れていくということで、その状況も見守りたいということもあります。ニーズ調査では一旦数字が出ておりますけれども、本当にそこまでいくのかとか、校区の子どもたちの今後の状況とかも考えながら、整備を進めたいと思いますので、はっきり今の時点で、今後、ここを専用館、ここを教室というのを今の段階ではちょっと出しづらいところもございます。

○堤委員長

よろしいですか。もう1点。認定が2カ所出た分。

○藤田保育幼稚園課長

今の既存園が新制度でどういうふうな形に移行していくかということでもあります。一応先ほど申しましたように、認可がまだ予定のところがありますけれども、予定園として既存園を具体的に示しまして、新制度ではどういう形で、具体的に園がなったかというところを一覧表で出したいと思います。

○堤委員長

それはきょう出せますか。大丈夫ですね。

○平原委員

さっき聞きました、認可外が認可になりましたよね、2園。そこがどこどこかというのを確認したいのですが。

○藤田保育幼稚園課長

林檎の木と川副保育園であります。

○堤委員長

よろしいですか。

○松永憲明委員

私は放課後児童クラブの専用館の問題をお聞きしたいと思ったんですけれども、当初勉強会の折に、何でその教室を使えないのかというような意見を言われた議員もおられたんですけれども、学校として、校舎の中に余裕があるところはいいんですけど、先生たちの休憩室もないんだというような声も非常に強く言われているわけでありまして、それに加えて、発明クラブの部屋に1つとられているという小学校もありましたし、できるだけ校舎の敷地内、あるいは近隣のところで、別につくっていただくという考え方が私はいいのじゃないかなというふうに思うんですけれども、基本的な考え方についてお伺いしたいと思うんです。

○百崎こども家庭課長

基本的な考え方は、やはり現在ある施設を有効的に活用したいということです。文科省のほうもそのように言っていますのでね。ただ、校区、学校によってはやはり学校の管理上の問題もございまして、あいているから、ここを児童クラブにいいというわけでもないような状況もあります。やはり長期休業中とか時間外、夕方ですね、学校の先生方が終わられた後も児童クラブが使っているとか、土曜日の利用とかもございまして、やはり管理上の問題もあります。そういうことも含めて、学校といろいろ調整を図りながら進めていくことになろうかと思いますが、基本は既存の施設を有効活用する、それができない場合は、公共の施設が近隣にあれば、そちらのほうを活用する。そういうところもだめであれば、学校敷地内に専用館を建てるというような順序で整備は考えていきたいというふうに思っております。

○堤委員長

このことで関連してございませんか。

ないようでしたら、私のほうからいいですか。

私ども会派の中でもこの議論はいたしまして、先ほど国の方針が文科省のほうでは既存施設をなるべく有効に使えと。特に都会部では、学校施設を児童クラブに使ったり、ほかにいろんな使い方をされているケースが多うございます。以前、議員の中には、そういったことについて質問した人もおりましたけれども、そのときにはほとんど執行部としては、空き教室はほとんどございませんと、こういう答えでありましたけれども、やっぱり少子化の中で、確実にやっぱりそういったことは考えていくべきだろうと思うんですよね。1度、ぜひ、調査されているかとは思いますが、各学校の空き状況、それからそれを転用して、倉庫になっているところもあれば、いろんなケースがあるようですから、そういったものも含めてですよ、実態をちょっと、議会のほうに申し出ただけでないかと。きょうあすということではございませんので、しばらく時間は結構でございますから、これからの方向性というのを我々もよく見てみたいなというふうに思いますので、これは要望でございますが、お願いしたいと思いますが、大丈夫でしょうか。いいでしょうか。

○百崎こども家庭課長

はい、わかりました。

○堤委員長

それでは、第3款について。

○山下明子委員

放課後児童クラブの利用料に関してなんですが、こども教育部1の資料のほうで、便利になったということですか、それから指導員の方の処遇改善にもつながるという点ではよかったなと思うんですが、利用料金の見直しで、全体として全区分使ったら、年額1万1,800円上がるということになりますよね。それで、多子世帯の場合は具体的にはどういう扱いになるのか。2人、3人子どもがおられる場合はどうなるのかということ、具体的にちょっと示していただきたいのと、それから、この基本料金が上がっていくということに関して、保護者の方たちの御意見などは聞かれたかどうか、そこら辺を教えてください。

○百崎こども家庭課長

多子世帯については、これまでも減免措置をとっておりましたので、1番下のお子さん以外は、その児童クラブに3人いた場合、上2人については基本の分を半額免除、それについてはこれまでも免除の制度をとっておりましたので、そういうふうにしたいと思っております。

保護者の方には、いろいろ説明会とかでお話をしているところですが、よその状況を見ても、基本3,000円というのはそう高いレベルではないということと、長期だけ別に高い金額を今まで払っていただいていたので、その分がですね、長期だけ利用される方

というのも結構いらっしゃいましたので、その分が平準化されて安くなったということで、余りこの利用料金について、御意見というか、大きな反響というのはいただいていないところですが。納得をされたような金額ではないかなというふうには感じています。

○山下明子委員

長期との関係では確かにわかりやすくもなり、負担が軽くなったかなとは思いますが、現実に全区分使ったらこうなりますよという、1万円以上上がるというあたりについては、本当にわかってあるんですかねというところなんですけど、わかった上でオーケーですよと皆さん納得されているということなのか、いやいやちょっとという方がなかったかどうかというあたりは、きちんとつかんでおられますかということですが。

○百崎こども家庭課長

窓口でお聞きする範囲と、あと児童クラブで資料を見てわかったとおっしゃっている方が何名かいらっしゃるということは聞いておりますが、全区分使われる方というのはあんまりそういらっしゃるわけではないので、納得できるような範囲の金額ではなかったかなというふうには感じてはおります。

○山下明子委員

そうすると、もう1回ちょっと聞きますけど、多子世帯の場合は基本料金が上2人半額になっていくという話ですね。そうすると、今回長期の分が、今までは長期は別にとっていた、2,000円、4,000円ととっていたのは、半額免除とかいう形になっていなかったけれども、ここまで含めて全部一気に3,000円だと。だから、いつ使っても3,000円で、それが半額になるということで、今まで長期のときには免除にならなかったのが、免除になるという考え方なんですかね。

○百崎こども家庭課長

長期も半額になっていましたが、全体的に長期だけもし使う人を考えると、安くなっているという現状です。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに第3款についてはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、10款1項につきまして御質疑をお受けしたいと思います。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

まずですね、407ページの各種大会出場補助金の700万円、この積算根拠はどうなっているのかということと、413ページの放課後等補充学習支援事業費の補助金、18校すべてでしていただくということは非常にうれしいこととありますが、具体的な支援事業内容について、教えてください。

○中村学校教育課長

これ積算はこれまでの実績といいますか、毎年、九州大会、全国大会規模の各種大会に出場する際の補助額をずっと選定しておりまして、若干、少しずつふやしていったんですけども、それで大体この700万円程度あればですね、年間、補助が確定できるということで、この700万円で継続をさせていただいております。ただ、年度によっては、全国大会の開催地が近いところ、遠いところ等もありますので、若干それで余ったり、逆にちょっと足りなくて流用しなくちゃいけないような場合も出てきておりますけれども、大体、この範囲内で補助が確定できるということで、それを継続させていただいているものです。

それから、放課後学習事業につきましては、これは放課後の大体4時ぐらいから、子どもたちの学習が終わった後ですね、授業が終わった後、学習がなかなかわからなくて、そしてもう少し勉強をしたいとか、それから、北部山間地等については、学習はある程度わかっているけれども、塾等がないのでということで、希望する、そういう生徒に対して、放課後に補充学習を行うもので、子どもの、生徒の数によりまして、2名ないし3名等が指導員として行っておりまして、その補助金を充てているということなので。

(発言する者あり)

済みません、年間124時間でさせていただいております。

○堤委員長

よろしいですか。今、2名とかおっしゃいましたけれども、それは各学校で2名とか、そういう表現なんですかね。2名というのは何が2名なのか、全くわからないんですが。

○中村学校教育課長

もう1回言い直します。申しわけございません。指導員の数が各学校2名ないし3名ということですね。申しわけございませんでした。

○松永憲明委員

そうすると、その指導員は合計何名を予定されているんですか。金額が出ているので。

○中村学校教育課長

申しわけございませんでした。これは年間の時間数が決まっておりますので、学校によって、例えば、数学とかにたくさん時間をかけたいということであれば、数学の教員を多目に配置したり、それから、人数は少ないけれども、できるだけ回数を多くしたいということであれば、1名を回数多くということもできますので、これは時間数で決まっておりますので、来年度、今希望をとっているところなので、まだ人数が確定したわけではございません。総時間数で予算が決まっておりますので、それに合わせて各学校がどのように希望するかということで、希望に合わせて指導員等を配置する予定にしております。

○堤委員長

確認ですけれども、この124時間というのは、各学校について124時間割り当てられているんですね。

○中村学校教育課長

はい、そうでございます。

○堤委員長

もう1点確認ですが、指導員というのは教職員の方々がされるということですか、それとも全く違う方なんでしょうか。

○中村学校教育課長

指導員は教職員ではなくて、外部の人材を活用しておりますので、例えば、一般の市民の方の場合、それから学生の場合とか、そういうふうな形でさせていただいております。

○堤委員長

では、関連の質問ですが、その指導員はどのような選考で選ばれるのか、だれが雇用するのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○中村学校教育課長

指導員につきましては、学校のほうで、ボランティア等でされている方がいらっしゃる場合に、その方をぜひということで、学校のほうから要請がある場合もありますし、学校のほうでなかなか見つからないということであれば、こちらのほうから地域の方、それから大学のほうに要請をしまして、そういう指導ができる方を御紹介する場合もございます。

○堤委員長

はい、わかりました。

ほかに御質疑はございませんでしょうか。

○松永憲明委員

結局、学校で探すということになると思うのですが、これは私も以前、学校でやってきたからわかるんですけども、それは夏休みだけでやっておったわけでありまして、年間124時間ということは、2人来られようと、3人来られようと、トータルして124時間ということで理解していいですか。

○中村学校教育課長

そのとおりでございます。

○松永憲明委員

それでは、その上のほうで、これは心の教育充実事業の件なんですけれども、説明の欄、413ページの説明欄のその他の下の嘱託員報酬というのは何の嘱託員なのか。それからその2つ下の指導相談等委託料、これの内容だとか、積算根拠というのがわかれば教えてください。

○中村学校教育課長

嘱託職員につきましては、学校教育課の中におります嘱託職員、それから、くすの実のほうに配置をしております嘱託職員等になっております。

それから、委託料につきましては、不登校児童・生徒の支援事業として、学習支援員を配置しておりますけれども、それをNPO法人のチューデント・サポートフェイスに委託しておりますので、そちらのほうから学習支援員を配置させていただいておりますので、そのチューデント・サポートフェイスにお支払いしている委託料でございます。

○堤委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑はございませんか。

○高柳委員

同じページなのですが、「さかの七賢人」の内容を改訂されるということなのですが、改訂に至った経緯と方向性、どういうふうな中身の方向性でいくのかということをご説明ください。

○中村学校教育課長

これは「さかの七賢人」という資料がございましたけれども、七賢人にかかわらず、佐賀市出身や佐賀市を舞台に活躍した先人たちがたくさんいるので、それから合併して市町等も広がりましたので、それぞれの地域で活躍した人たちも取り上げていただきたい。それから、各地域の子どもたちにも学習にぜひ活用してほしいということで御要望等もありました。

それから、七賢人が、どちらかというと、政治家というか、行政にかかわった方ばかりでしたので、医学とか文学とか政治、経済、スポーツ等、さまざまな分野の方を取り上げたほうが子どもたちにも非常になじみ深いし、それから学習、それから個人の、例えば、総合的な学習時間とかで、個人で調べ学習をしたりするときにも、非常に効果的に活用できるものと考えて進めさせていただいております。

現在、どういう人を取り上げるかという選定をしたり、それから、どういう資料を集めたらいいかとか、そういうものを委員の方に集まらせていただいて検討をさせていただいているところです。その中には、ちゃんとした時代考証等もできる方に顧問として入っていただいたり、それから、中学校の社会科の校長先生に取りまとめ等をお願いしたりしております。

新年度、それをもう少し具体的に進めまして、資料づくりを進めていって、そして業者等にも入っていただいて本という形になるように進めていきたいというふうを考えております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に第10款2項以降と継続費、債務負担行為の説明

をお願いします。

◎第1号議案 平成27年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第10款関係分（2項以降）、第2条（第2表）第10款、第3条（第3表）学校給食調理等業務委託料 説明

○堤委員長

今、説明がすべて終わりましたが、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

2時間近くたちましたので、トイレ休憩を10分ほど入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではですね、55分再開ということによろしいでしょうか。10時55分再開ですね。

では、しばらく休憩いたします。

◎午前10時46分～午前10時56分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

先ほどまでの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

まず、417ページの松梅校の駐車場の整備の件なんですけれども、確かに子どもたちが昼遊ぶときに車を上のほうまで乗上げていくということは、かなり危険性があるなどいうことは私も十分承知して、何回も私も言ってきましたので、わかるんです。

それで、農地を704万円ほどで取得されるということなんですけれども、場所はどこら辺になるんですか、農地の場所。

○古田子ども教育部副部長兼教育総務課長

場所は、プールが学校の下に、道路沿いにありますが、その東側の、形状的には三角地になりますけど、その土地をと思っております。あれを1枚全部買ってということ考えていますけど。

○松永憲明委員

そうすると、その農地と学校の敷地との間に1本道路が入っていますね。普通、先生方はどこに駐車されているんですか。

○古田子ども教育部副部長兼教育総務課長

先生方は校庭の中にとめられたりとか、東側に神社がございますが、そちらのほうの空き地を利用されているという状況でございます。ですから、子どもたちが遊ぶスペースというのは、グラウンドが学校に隣接していないものですから、道路を挟むような形になりますので、短い休憩時間のときは遊ぶ場所が非常に狭くなっているという状況がありますので、できるだけ車は学校の敷地内に入らずに、下のプールの横の土地、今度整備するところに先生方の車なんかを置いていただくというふうに思っています。

○松永憲明委員

学校の先生方は別のところにとめられているから、子どもたちの昼休みの活動に支障はないと思うんですけども、来客用のためなのか、一体この駐車場は誰のためなんですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

基本的に、給食の納入業者とかは学校敷地内に入らざるを得ませんので、入っていきます。それから、納入業者も入って出るっていうのはあるかと思います。ですから、通常の教職員の車と、それから、来客といいますか、イベントなどで、学校の行事などで地域の方とか多く見えますが、その方たちはできるだけ中に入れずに、その土地なりでやっていただこうと。これまで道路にもかなり駐車されているような状況もございましたので、そういった部分の緩和もしていきたいというふうに思っています。

○松永憲明委員

よくそこら辺わかりました。そういうことだったらわかります。

それじゃ、ほかのことでいいですか。

○堤委員長

はい、どうぞ。

○松永憲明委員

校舎改築、大規模改修等についてちょっとお尋ねしたいんですけども、まず、巨勢小学校と高木瀬小学校の児童数と学級数を教えてください。425ページ。

○教育総務課教育政策係長

まず、巨勢小学校ですけども、5月1日現在で229名、特別支援学級まで入れて9クラスございます。

高木瀬小学校ですが、児童数は同じく5月1日の調査で819名、特別支援学級まで含めて28クラスございます。以上です。

○松永憲明委員

そうすると、これは別の資料を見ると、大体平成26年度から平成28年度にかけての事業なんですけれども、金額が余り変わらない状況なんですけれども、こんなに児童数、学級数が違うのに、そういうふうにあんまり金額は変わらないというのはどういうところから来ているんですか。

○教育総務課職員

児童数、クラス数に事業費が比例するっていうわけではなくて、学校全体を改築するのではなくて、今回やるのは学校の中でも耐震性の劣る校舎ということになっていますので、児童数と事業費が比例するというわけではなくて、改修する面積もしくはその老朽化の状況で事業費が算出されていますので、比例しないということよろしいでしょうか。

○松永憲明委員

私は、てっきり校舎の大きさなどが当然違うので、どうしてなのかなという疑問からお

尋ねをしたところでありまして、老朽化の状況等の違いということであれば、わかりました。

それでは、次、435ページの理科教育の振興についてなんですけれども、以前お尋ねをしたことがあるんですが、平成25年度末で27%の充足率だということなんですけれども、今回、これだけの中学校予算を充てていただいたということについてはいいこととだと思えるんですけれども、これによってその充足率がどれぐらいになる予定なんですか。

○梅崎学事課長

済みません、平成25年度末からのこのプラスの分については計算いたしておりません。それで、当然新しく購入される分もありますし、要らなくなる部分についても廃棄の分もございまして、ちょっと年度当初にいつも調査をかけておりますので、申しわけございませんが、そこは……。

○松永憲明委員

ほかの市町と比較して、佐賀市の状況というのはどういう状況なんですか。

○梅崎学事課長

正式な数字はちょっと持ち合わせていないんですが、ほかのところにつきましても、鳥栖とかが50%を超えているところもありますし、ほかのところは大体30%から50%ぐらいの整備率に、この間の会議のときに教えてもらったときには——県内10市では、鳥栖が一番高くて、今回、中学校の分で50%、多久市が中学校で16%ということで、県全体での平均が中学校22%ということで、ばらばらな数字になっております。

○松永憲明委員

それで、教育長にお尋ねしたいんですけれども、これについてはどのような目標あたりを考えられているんですか。

○東島教育長

基本的には、教材備品というのは100%に限りなく近づけるのが目標でありまして、それに努力をすることが私どもは必要だと、そういうふうに思っております。ただ、少なくとも日常の授業に支障がない範囲、これは必ず確保しなければならないというふうに私は考えております。

○松永憲明委員

日本は非常に資源が乏しい国でありますので、そういった理科教育等を充実していく中で、非常にアイデアとかを生み出していく、そういった能力を高めていく必要があるというふうに思うわけですね。昨年、ノーベル賞を受賞された方々などを見ても、そうだろうと思うんです。

ですから、やっぱり理科教育の充実というのは非常に重要なことではないかというふうに思うので、絶対必要なものについては、極力やっぱり充足をしていく、購入していくというようなことは、ぜひお願いをしたいと思っております。

というお願いをして、もう1つ、次に移りたいと思います。

477ページなんですけれども、給食の民間委託がだんだんふえてきているわけなんですけれども、一覧で、どの学校あるいは給食センターがどれくらいの委託料でされているのか、そこら辺、資料をいただけないかなと思います。

それからもう1つ、給食施設の整備事業についても口頭でいろいろ説明がありましたけれども、これも資料で一覧でいただけないかと思うんですけれども。

○山下明子委員

資料でですね、今、委託料って言われたんですが、委託先に関しても各校ごとのですね、今回更新もあるようですから、最初に委託してからずっとそこが一緒なのかどうかっていうこともちょっと知りたいので、もし変更があったら、そこも含めて、そういうのが一覧でわかるようにしていただければと思います。

○梅崎学事課長

学校の委託先と、それから委託料、それから、整備の今までの……

(発言する者あり)

整備に関しまして、先のほうにつきましては、業者とか学校とかの調整がありますので、改築、改修についての整備については、先のほうまでは、その学校の状況とかでよろしいですか。

(発言する者あり)

○堤委員長

非常に内容が多岐にわたっていますので、それが2枚になるか、3枚になるかわかりませんが、少し整理したところで、いつごろまでに用意できますかね。

○梅崎学事課長

そしたら、きょうじゅうに頑張ってみます。

○堤委員長。

そういうことでよろしいでしょうか。

○山下明子委員

その関連なんですけど、477ページの川副給食センターの一部民間委託ということなんですけれども、委託先と、それから、これまでの川副の給食センターで雇用されていた方たちの扱いがどうなるのかということについてお願いします。

○梅崎学事課長

川副の委託先につきましては、一富士フードサービスの予定です。

それと、川副の嘱託とパートがいらっしゃいますが、今のところ、パート7人のうち、5人がそのまま、それから、嘱託が10人いらっしゃいますが、そのうち4人がそのまま残るといって、パートか常勤職員という形のどちらになるかというのはあれなんですけれども、そういう形で残られるということです。

○山下明子委員

継続される方は、希望して継続ということとは思いますが、そうでない方は、じゃ、やめますよということでの、要するにかわるという意味なのか、その辺がどうかということと、つまり、もともとの募集人員が変わってしまっていないかどうかということですね。

それから、継続される方たちの賃金とか、その辺はどうなるんですか。

○梅崎学事課長

今、申し上げた方たちについては、本人の希望を聞いて、残られる方、そして、ほかのほうに移られる方とか、勤務時間等についても、朝早くなったりということで、今、9時から4時までになっておりますので、その時間帯に合わない方もいらっしゃるって、ほかにもという方もいらっしゃるって、基本的には、そこにいらっしゃる方全員に声かけをされて、あとは業者のほうで面接等をされて決められているというところで確認しています。

ほかの方につきましては、うちのほうについても直接、ほかの学校でのパートにあきがあれば、希望される方ということでアンケートをとりましたけれども、ほかの学校でパートというふうな希望者はいらっしゃいませんでした。

○堤委員長

よろしいですか。

(「賃金」と呼ぶ者あり)

賃金のところはわかりますか。

○学事課保健体育係長

賃金につきましては、基本的に幾らというのを業者に確認しているわけではないんですけども、私どもの嘱託とか、パートの場合の金額と、また手当等も業者によって異なっておりますので、私どもの場合は交通費が出ないけれども、例えば、民間委託になると交通費が出るとかということもございます。ただ、全ての方にそういう条件を確認した上で、もちろん採用に申し込むとか、もしくは行かずに別のところに行くということを決められておりますので、委員の質問の具体的な金額というのは、こちらのほうでは把握をしていないということでございます。

○山下明子委員

一番心配されるのは、結局、こういう場合、入札だとか、いろんなことになって、少し安くなっていけば、自分は同じ場所、現場にいるけれども、雇い主が変わる中で、だんだん賃金が下がっていくというパターンがあったりするわけですね。もしそこに働き続けていたとしても。ということで、民間委託になったりするときの一番の心配事はそういうことでもあるわけで、労働条件が低下していくことがないようにしてもらいたいというのが一つあるわけですね。なるべくきちんと働き続けていられるように希望すればということが、雇用環境としてはそこが一つの眼目だと思いますので、そこはきちっと目配りをしていただきたいということと、公契約条例とかの考え方からいけば、本当にきちっと働

く人たちの環境が守られることが、給食の労働に関しても保障されるという立場から、そこはしっかり賃金のところも見ていただきたいと思います。関心を払ってですね、変なことにならないようにということをお願いしたいと思います。

そうすると、雇用の定員といいますか、枠は全体としては変わらない、必要人数は変わらないということですか。あとの希望しなかった人の分は別から補充しつつ、全体の雇用枠としては変わらないということでしょうか。

○学事課保健体育係長

必要な人数といたしましては、国が示されている人数の基準がございますので、その人数以上に配置を行うということはこの民間委託の募集の段階から条件として提示しておりますので、その部分は、必要な人数はちゃんと置いていただけると。ただ、実際、民間委託をされた際に、現状は嘱託職員という形で配置をしておりましたので、通常の職員で考える人数よりも多目に配置をしておりました。ですから、その人数よりは少なくなると、現状の人数よりは少なくなるというような形になっております。

○山下明子委員

ということは、具体的に10人が何人になるんですか、嘱託の部分は。

○学事課保健体育係長

今、手元に数字がないものですから、確認してすぐお答えしたいと思います。

○堤委員長

では、後ほど口頭でも結構ですので、お教えてください。

ほかに御質疑ございませんか。

○山下明子委員

ほかのところでは418ページの、これは小学校も中学校も関連するんですが、エアコンのことなんです。エアコンの設置が普通教室のみということで、それをつけない特別教室は扇風機という説明だったと思うんですが、これはもうずっとそういう方向でいくのか、特別教室というものの定義はどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

わかりやすく言うと、特別教室は音楽室だとか、理科室だとか、そういった教科ごとで決まっている教室を考えております。基本的には普通教室、やっぱり子どもたちのいる時間、生活する時間が長い普通教室を優先的に設置していこうというのが基本的な考えで、ただやっぱり、いろんな形で、校舎の形状によって風通しが悪いとかいうのがありますので、その点についてはちょっと学校と協議しながら、臨機応変に対応していこうかというふうには考えています。

○山下明子委員

今までも何度かちょっと例に挙げていた成章中学校とか、新しくつくったけれども風通しが悪いことと、音楽室と多目的室が向かい合っているために、例えば吹奏楽の練習が窓

をあけてできないとか、そういう現状があるということを書いてきたりしていたんですが、その辺は、各学校の事情などは既に調べておられるのでしょうか。特別教室の置かれている事情というのは、一応全体を見ておられるのでしょうか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

個別に大体どういった特別教室があるっていうのは、把握をしながら整備はしていつているんですが、特に校舎改築あたりで完全に教室のレイアウトが変わるといような状況については、ちょっとやってみて、確かに風通しがよくないなというのがわかってくるので、そういった部分はその後の対応になってくるかと思いますが、ある程度想定できる分については学校と話をし、臨機応変に対応するというのは考えております。

○山下明子委員

ということは、臨機応変にやっていく、要するに、特別教室も優先的につけていかななくてはならないところはここここだとかいう、そういう計画っていうのは出されていくべきだと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

申しわけないんですが、今のところ、これから改修をやって、そこにエアコンをつけていくという状況でもありますので、そこは具体的に学校と話をしながら、建てかえはもう今後全然ありませんので、今の予定としては、改修ですから、ある程度学校として、この教室については風通しがよくないよというのはおわかりになっているかと思いますが、計画を立てる設計段階のところで、きちっと打ち合わせをしてやっていきたいなというふうに思っております。

○山下明子委員

だから、私たちとしては、委員会としては、全体がどれだけそういうことがあって、要するに普通教室は優先的にこうやっていきますよって言いながら、特別教室はしないよという話に今まで受けとめていた中で、やるところはやりますと言った場合、どういところはやりますよって言ったほうが、一定示されていたほうが、全体像が見えるというふうに思うんですけれどもね。そこら辺がわかる範囲でも示していただければなというふうに思いますが。

○松永憲明委員

実は、城北中に行ったときも、音楽室の周り、住宅が西側にあるんですけれども、かなり苦情があるということをお音楽の先生から言われたんですよ。だから、音が出ないようにせざるを得ないと。お年寄りの方から言われる、テレビで、幼稚園や保育園の近くでお年寄りがクレームをつけるというような番組もありましたけど、ああいう形なんですよ。で、非常に困っておられて、何とかならないものかっていうような御意見もいただいているところでもありますので、やっぱり今、山下明子委員が言われるように、実情をきちっと把握した上で、優先的にやっていく必要があるところはしていくと、特別教室もやっていくん

だっていう、そういった方針をきちっと確立しておかないといけないんじゃないかと思うんですけども。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

今、山下明子委員と松永憲明委員から御意見いただきましたけど、我々は、現実的などころはきちっと問題点を押さえていかなきゃいけないというふうには理解をしておりますので、そのところは学校現場ときちっと計画段階で話をした上で、したいというふうに思っています。ですから、現時点でこういう優先順位でやりますよとかいうことはお話しできませんが、現場での対応など、十分な把握をした上で設計をしていきたいというふうに思っています。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

次、419ページの就学援助の関係なんですけど、具体的な人数をもう1回きちっと、小・中学校それぞれおっしゃっていただきたいのが1つと、生活保護基準の見直しの影響が出ないように、見直し前の基準でやっていきますという説明だったんですけど、そうすると、佐賀市の場合、生活保護基準との関係でどうですかって言うと、1.0倍ですという言い方をいつもしていますが、現実にはちょっと上がるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどんなふうな考え方になるんですか。見直し前の生活保護基準と現在の基準と照らしたときに、現状、生活保護基準の何倍とかいうときには変わらないのかどうか、ちょっとお願いします。

○学事課副課長兼学務係長

1.0倍ということでお答えしたいと思っておりますけれども、実際、見直しを据え置いているという形に今なっていますので、現実的には1.何倍ということで、1.0倍じゃないです。上がっています。

○梅崎学事課長

今、段階的に、平成25年8月、それから、平成26年4月、それから、平成27年4月です。段階的には上がってきておりますので、まだ最終的な保護の基準と平成24年の年末の分との差というのは、ちょっと今のところ、現時点で1.何倍っていうふうな形の細かいところは出していないところです。

(発言する者あり)

人数。まず、小学校から。平成24年の小学校の人数が2,081人、これは決算です。平成25年決算で2,099人。平成26年度はまだ確定しておりませんが、二千二、三十人ぐらいになるかなと思っております。で、平成27年度につきましては、平成25年度の認定率が16.7%ありますので、その程度を一応見込んでおります。平成25年度のスライドで間に合うんじゃないかということで見込んでおります。

で、中学校が平成24年度で1,192人、平成25年で1,243人、平成26年度見込みが1,210人ぐらいかなと、今のところ見込んでいます。平成27年度につきましては、1,200人で見込みをしております。以上です。

○山下明子委員

中学校は、それは認定率何%で見えてあるんですか。

○梅崎学事課長

20.2%です。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

○高柳委員

同じ419ページの通学費補助金のことなのですが、2分の1の補助と説明いただいたんですが、それでよろしいですか。419ページのまず小学校の。

○梅崎学事課長

補助につきましては、2分の1でございます。この補助の対象というのは、先ほど申し上げましたとおり、富士小、富士南小の合併に伴いまして、遠くなった富士小の子供たちに対してのみの補助対象になっています。国庫補助です。

○高柳委員

433ページの通学費補助金では、一部の補助という表現をされましたけれども、一部とはどういうことでしょうかね。

○梅崎学事課長

この富士町の中学校の通学補助につきましては、国庫補助はございません。ですから、佐賀市からの補助ということで、中学生に対しましては、バス定期券の8割補助になっております。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

1点だけ。431ページの二重丸の一番下の欄ですね。屋内運動場費構造部材耐震改修費、これは川副中学校ということでお聞きしましたけれども、照明、天井等云々と言われたんですけれども、もう少し詳しく、どういうふうな改修をされるのかですね。

○教育総務課職員

今回、川副中学校の屋内運動場非構造部材耐震改修工事、主な工事内容としましては、体育館のアリーナ部分ですね、こちらの天井材がつり天井となっておりますので、こちらの天井材の撤去、撤去した後の壁、屋根等の取り付け部分の壁補修だったり、屋根裏部分の塗装工事だったりをさせていただきます。それとあわせて、照明の改修工事をさせていただきます。予定となっております。

それともう1点、こちらの川副中学校につきましては、武道場がございます。こちらの武道場もつり天井になっております。実は今回の、こちらの武道場につきましては、照明の取りかえと、先ほど言いましたつり天井を合法的な天井材に切りかえるという形での工事となっております。以上です。

○川崎委員

確かに、この川副中学校の天井、バレーボールか知らんけど、ほとんど穴が空いているわけですね。この間も卒業式で確認したんですけど、結局はバレーボール関係、あそこは結構、体育館も高いんですけど、物すごく穴があいてしまっているものですからね。ああいうようなつくり方は他の中学校もあるんでしょうか。

○教育総務課職員

今回のこちらの非構造部材耐震改修工事、天井がある体育館は、佐賀市内に10校ほどございました。

○川崎委員

そしたら、この天井をどういう方式で改修するんですか。

○教育総務課職員

基本的には、つり天井が地震時に揺れて落ちるのが危ないという形になりますので、原則、このつり天井を外すという形になっております。現在、建設しております体育館等につきましては、基本的には天井をつけない形で建設させていただいております。

○川崎委員

照明の件ですけど、確かに川副中学校は暗いんですけども、ルクス関係とか、光の度合い、照明の切りかえ等はどのようなふうになるのでしょうか。

○教育総務課職員

基本的に照明の照度につきましては、通常の体育館競技ができる500ルクスを原則としています。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

○川副副委員長

確認させてください。

学校の教室の空調設備の件ですけど、放課後児童クラブが空き教室を活用してあるところがありますが、その空き教室についても、今、実際に使っている児童クラブの教室についても、空調設備は管理されるのか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

児童クラブの使用する教室については、児童クラブの予算で基本的には整備をしていると思いますから、これからも空き教室を使う場合は、児童クラブのほうで予算化してされるということになると思います。

○川副副委員長

そしたら、先ほど児童クラブの設置の精査の中で、空き教室を使っていくか精査しながら、別の建物、敷地内でいくかという計画を言われましたけど、そしたら、空き教室を使用することになれば、児童クラブの運営費の中で、随時、空調施設については整備をされていくということで考えていいですね。

○百崎こども家庭課長

これまでも空き教室を使わせていただく場合は、児童クラブの経費の中から整備をさせていただいておりました、備品関係とか、エアコン関係もですね。ですから、今後もそういう形になりますし、今回、整備事業費を上げておりますが、この分については、余裕教室をいただいた場合にも、エアコンの設置の経費とかも入っておりますので、随時そこで整備をしていくことになると思います。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

○学事課副課長兼学務係長

先ほどの山下委員の質問のお答えでございます。

川副の給食センターの人数の件でございますが、私たちが民間事業者を募集する時点での仕様書の中で示している人数が7名以上ということで示しておりました。今現状の川副の給食センターの嘱託は10人と、パートが、御飯のときが4人、パンのときが3人入られています。で、私たちの募集の状況が7人以上ということでしたところ、最終的に決定した業者のほうでは、14人を配置するというところだったので、現状の運営の状況も御説明した上での募集でしたから、現状と同じ人数を充てておられるということでございます。以上です。

○堤委員長。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようでございますので、あと、追加資料がございますので、質疑のほうについては一旦終わりたいと思います。また後ほど資料が追加で出ますので、それを確認したいと思います。

続きまして、第2号報告についての説明をお願いしたいと思います。

◎第2号報告 専決処分の報告について 説明

○堤委員長

ただいま専決処分の報告がございましたが、ただいまの説明について御質疑があればお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、以上でこども教育部に関する議案の、まだ追加資料がしま

すので、一旦終了したいと思います。よろしく願いいたします。

こども教育部の職員の皆さんは御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

委員の皆さんにお諮りをしたいと思います。

本来であれば午後からということでも構わないんですが、社会教育部の方もいらっしゃっているようですので、1つだけですね、第30号の条例議案がございますが、それぐらいをしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それでは……。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

それでは、社会教育部関係の議案審査に入りますが、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に、当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されるようお願いいたします。

午前中の方ですので、条例議案のみをまず進めたいと思います。

まず、条例議案である第30号議案について審査をいたします。

執行部から説明をお願いいたします。

◎第30号議案 佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○高柳委員

趣旨、内容等は理解しました。よろしければ佐賀市職員との給与の差っていうかな、例を挙げれば、別紙の6種の主任主事26万6,200円とありますが、佐賀市においてこの26万6,000円というのは、年齢的にどれぐらいで、市に入って何年ぐらいの方だとか、そういう公民館と市役所の方との給与差っていうのをちょっと知りたいんですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

年齢等についてはちょっと置きまして、まず、給与の行政職職員の一般職ですね、これが2級と3級をベースにして設定をしております。先ほどおっしゃいました主任主事の6種につきましては、26万6,200円ということで、ここは、佐賀市行政職の一般職の2級の49号と同額としております。ですので、公民館職員は地域委託から民間委託に移行をかけたときに、この2級の49号と同額という格好でしていただきますので、年齢で給与をしておりますので、年齢比較をすれば、やはり低い額にはなっているかと思っています。

○堤委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

現状の主事たちで、現実、どこに当てはまっておられるかっていうのを資料でいただけるとありがたいです。どこに当てはまる人が何人という……

○堤委員長

人数ですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それは可能でしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

それは、主事の1種、2種、3種がありますが、ここに何人という形でようございますか。それは資料がいいと、口頭ではなくて。

(「資料で」と呼ぶ者あり)

はい、わかりました。準備をさせていただきます。

○堤委員長

それは夕方までに大丈夫ですかね。

○中島社会教育部副部長

大丈夫です。

確認いたします。主事の1種から6種ございますが、この全種に該当するところもないのですが、1種から6種を並べまして、そこに職員が何人、何人という表でようございますか。

○堤委員長

はい。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第30号の条例議案についての質疑を終了したいと思います。

それでは、ちょうどお昼近くになりましたので、一旦休憩を挟みたいと思います。よろしいでしょうか。再開は1時からということでようございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1時に再開いたします。お疲れさまでございました。

◎午前11時47分～午後1時00分 休憩

○堤委員長

それでは、午前中に引き続きまして、文教福祉委員会を再開いたしたいと思います。

念のため、申し上げておきたいと思います。今回の審査については、限られた時間で集中的な審議が必要でございますので、簡潔な説明を心がけていただきたいと思います。

特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なもの、それから、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いしたいと思います。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁をされますようお願いいたします。

それでは、午前中に引き続きまして、当初予算議案である第1号議案を審査したいと思います。まず、第10款第5項の第9目までの説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成27年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第10款第5項関係分（第9目まで） 説明

○堤委員長

全部終わりましたですね。今までで、第10款5項の第9目まで説明が終わりました。

委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

441ページの社会教育団体への助成金のことで資料を出していただいている分との関係なんですけれども、この補助対象経費がいろいろありますよね。それで、その補助対象経費に対して、それぞれの助成の基準というのはどうなっているのかちょっと教えていただけますか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

御質問は補助対象経費の基準ということでございます。この社会教育助成事業補助金につきましては、各団体の運営費補助ということで、現在は定額という格好で出しております。昨年、一昨年、議会のほうからも、あるいは社会教育委員のほうからも、根拠、基礎がないとおかしいということでいろいろ御指摘を受けておまして、昨年もこの社会教育助成補助金全体として基礎を検討したところでございますが、一律の基礎というのはなかなか我々もちょっとできなかつたところでございます。今回、同額で計上しているのは、運営費補助ということで、定額でお願いしたいということでやっております。

これは、平成27年度におきまして各団体のほうと個別に協議をさせていただいて、補助金の必要性も含め、各個別団体の考え方、基礎額の整理をさせていただきたいと思っております。平成27年度につきましては、定額補助ということで、継続でお願いをしたいと考えております。以上でございます。

○山下明子委員

たくさんあったら聞けないんですが、8団体しかないからですよ、ちょっと一応、この定額補助がどう使われているかということ、それぞれ何に充てられているかというのはつかまれていますでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

個別の事業ごとということではなく、運営費補助ということになっております。ですので、全体的に事業費がございまして、その分の財源関係、会費とか、自主財源関係を引い

て、残りに充当をするという格好になっています。ですので、個別にこの事業、この事業とはなっておりません。

ただ、団体全体で、佐賀市の社会教育及び青少年教育に関する事業としてどういう事業に幾ら使っているかというのは、補助の確認の段階で把握はしているところでございます。

○山下明子委員

でもやっぱりこう見ていますと、補助対象経費、佐賀市地域婦人連絡協議会だと、89万7,000円に対して71万3,000円。かと思えば、私立幼稚園PTA連合会だと190万円に対して3万6,000円とか、ちょっとないような——どうなるんだろうかと。それから、佐賀子ども劇場なんか690万円に対して12万円とかですね、いわゆる団体の運営そのものにも違いはあるんですが、やっている中身との関係でかなり経費を必要とするものに対してどうなのかとかを、今から今年度かけて話し合うということなんだろうと思いますが、そこら辺をもう少し何というんですかね、せつかくの補助が生きるような、喜ばれるような形にしていく必要があると思うんですが、そこら辺は今までの議論の中ではどんな声が出ているんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、この補助金額については、団体ごとで多寡がございます。事業費についても多寡がございます。ただ、ここの中で、例えば市のPTA協議会とかは790万円と29万円の補助となっておりますが、会費等の負担が多くて、実際の自己負担は少ない額にはなっています。ただ、地域婦人連絡協議会につきましては、団体が少なくなっておりますので、やはり会費等も少なくなっていて、ただ事業的には市全体の事業を実施されておりますので、そこら辺を見た中では実際の自己負担と比較すれば、補助額についてはそう大きくはないかと思っておりますが、この辺については事業費補助で対応するのか、運営費補助で対応するのか、ただ一律にこの団体全体を総まとめとしてはなかなかできないだろうと思っております。

我々社会教育課のほうとしても、今回の8団体については、市の社会教育及び青少年教育に対する貢献度が高くて、この運営費補助をなくすことでその団体がなくなるということも危惧されますので、そこら辺は、基本的に補助額については大きく変動がない中で基礎額を考えていきたいということで、ちょっと時間をいただきたいと思っております。以上です。

○山下明子委員

社会教育団体としての捉え方と、例えば7番の佐賀市子ども劇場なんかは文化団体の角度からも接近できそうな感じもするんですけども、そこら辺は団体とか市の中での話し合いとか何かあるんですか。あるいは文化団体だとかこういう扱いになってしまうとか、その辺は違いがありますか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

おっしゃるように、子ども劇場については文化という捉まえ方もあるかと思うんですが、現在、我々の補助金としては子どもに対する社会教育という観点から出しております。これについては、団体との協議も必要かと思っておりますので、今後協議をする中で、個別団体ごと、うちのほうとしては文化振興のほうとも協議をしながらこの補助金については再度整理をさせていただきたいと考えております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

○松永憲明委員

高伝寺の屋根瓦修復の350万円のお話があったんですが、もう少しわかりやすくお願いします。

○福田文化振興課長

高伝寺には本堂と、ちょっと北寄りに御位牌所というのがございまして、その中には、歴代藩主の御位牌が202霊祭っております。

それは土蔵みたいなものですが、独立した建物でございまして。その建物の屋根が経年劣化といいますか、瓦の状況がよくないということで、高伝寺からも市の指定文化財でございまして、支援をいただきたいという話でございまして、やはり市民の財産でもあります指定文化財でございまして、屋根の修理を急ごうということで計画をしたところでございまして。

○松永憲明委員

大体、広さにしてどのくらいの屋根の広さになっておりますか。

○福田文化振興課長

正確に今、数字は覚えておりませんが、基本的に広さがこの部屋と余り変わらない広さぐらいです。平米数までは済みません。申しわけございません。

○松永憲明委員

たしか本堂の西側を歩いて北に行くと曲がる場所ですね、場所的には。西側を歩いて北のほうに行くと、そして曲がったところ、あのところでしょう。

○福田文化振興課長

本堂の北側に行ったような記憶がありますが……。

(発言する者あり)

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

459ページの埋蔵文化財の発掘調査費の関係で、結構佐賀はいろいろと出てきて、三重津もあれば東名もあれば、城内もあればということだね。その一方で、民間の開発に伴うものもあるということで、それが民間の開発のほうはふえているのかどうかということと、その体制はどうなんですか。

○福田文化振興課長

消費税アップということで、駆け込みで、ふえるといった時期がありました。それが終わったので減るのかなと思ってはいたんですけどなかなか減らなくて、私ども発掘調査する前にまず審査にかかります。届け出が500件ぐらいあって、その中で書類を出す必要がないのもございます。それで、300件ぐらいを書類として出していただいて、その中でも発掘調査するものと――発掘調査といいますか、事前の試し掘りですね、確認調査するものと、慎重に工事してくださいというような一文で済ませられるものと工事立ち会いというものがございますが、実際確認調査に及んだのが204件でございます。

体制につきましては、文化財係に専門職9人おまして、今何とかやっているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。

○山下明子委員

大体1件について、もちろんケースバイケースなんだろうけど、どれぐらいの時間を要するのか。1人で何件か持つといったそういう考え方になるんですか。どんな状態なんですか。

○福田文化振興課長

埋蔵文化財の確認調査の状況をお話しします。

例えば、個人住宅でございましたら、200平米とか300平米、せいぜいそれだけの広さですから、あるかないかを見るためには掘削機、ユンボを持ってまいりまして、午前中掘ってあるかないかを見て、作業員で精査をしてということで、遺跡がなかったら半日、埋め戻しまで含めて1日ぐらいで終わるんですけども、例えば、3,000平米、5,000平米の民間開発でございましたら、若干大きなユンボを持ってきまして、その試し掘りの穴の大きさも例えば2メートル掛け10メートルとか、2メートル掛け5メートルとか、広さに合わせて掘ります。ですから、そのときには、埋め戻しまで合わせますと、2日3日、広さによって変わってくるような状況でございます。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようでございますので、引き続き、第10款5項の第10目以降と債務負担行

為の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成27年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第10款第5項関係分（第10目以降）、第3条（第3表）さが桜マラソン大会 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

469ページの社会体育の指導者の講習会と申しますか、これは決算審査で議論をいたしまして附帯決議を出したところであるわけですが、それについては、どういうふうな検討をまずされたのか、ちょっとお伺いしておきたい。

○山口スポーツ振興課長

少年スポーツの過熱化につきまして、研修会でもう少し過熱化を抑制するような取り組みが必要ではないかということと、あと少年スポーツの指導者教本の活用という2点がありました。また、学校体育施設を中心とした体育施設の利用についてもある程度一定の歯どめが必要ではないかというような附帯決議もいただいております。

教育委員会内で検討しましたが、1つはやはり継続的な研修・講習を行って、啓発は継続していく。ただ、その対象者として、今まで参加されている方たちは十分御理解いただいていると思うのですが、なかなか参加できていない層、そういったところにも積極的に働きかけていく必要があるというのが1つあります。

もう1つは先ほど説明しました体育施設の利用に関して、学校体育施設を使っている、特に小学校の社会体育で行うクラブですね、そういったところがやはりPTA協議会等でも問題になっておまして、余りにも長時間かつ回数を多くやり過ぎているというようなことが出ております。

ただ、学校のほうでは個別にそこをコントロールできない状況だということも聞いておりますので、市全体として、市の学校体育施設について利用する団体にどういう形で適切な利用が可能かということを検討会の内部で当事者も含めて検討していただいて、そこからボトムアップで提案していただいた内容を全市的に広げていきたいというふうに考えております。

ただ、まずは学校体育施設で検討するというのが現実的には実現の可能性が高いというふうに考えております。その結果を見て、社会体育施設に波及できるかどうかというのは、次の段階で考えていこうかと思っております。以上です。

○松永憲明委員

それで、平成27年度の中で、これはやりますよというのは何かありますか。

○山口スポーツ振興課長

できれば先ほど言った研修についても、今までなかなか関心を持ってもらえなかった層

にどう食い込むかというあたりが課題だと思いますが、予算上は例年どおりの講習会、研修会経費ということで、その中でなるべく聞いてもらえるような講師の選定ということで考えていく必要があるのかなと思っております。

実際3月に少年スポーツの指導者・保護者の講習会に来ていただいた福大の乾先生につきましては、個性を伸ばす、個人個人の特性を十分褒めながら引き出して行って、個性を伸ばしていくことによって才能が開花するよというお話をいただきました。参加者からも好評を得ておりますので、そういった講師の選定でこちらが意図するような対象に対しての働きかけを積極的に行いたいというふうに考えております。

もう1つは、利用制限については平成27年度中に検討しますので、早くても平成28年度からというふうに予定としては考えているところです。

○松永憲明委員

附帯決議では講習会に参加しなかった場合のペナルティーとか、そういったところまで触れていたのではないかと思うんですね。

ですから、一応やっぱり、この文教福祉委員会の総論として附帯決議を出しているところでもありますので、その点についてはやっぱり真摯に受けとめていただいて、ぜひ、前向きに検討をいただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山下明子委員

ちょっとそこでまとまる前にですね、ちょっともう1回確認しておきたいのは、参加しなかった場合のペナルティーということの逆の意味で、少し指導資格も含めて考えてはどうかということをしてたしかに入れていたと思うんですが、そこら辺の議論はどんな感じだったんですか。

○山口スポーツ振興課長

これにつきましては、市単独での資格というのを検討することもありかとは思いますが、それよりも、県、国の資格、それと競技団体ごとの資格、そういったものの整備を進めていくということで、県のほうとも話をしているところです。

なお、国の資格であります、市の意向としてはスポーツ少年団の指導者というのが資格を取るのに2日間ぐらいのみっちりした研修が必要なんです、そういったものをしていただくところの趣旨と似たような形で過熱化には貢献できるのかなと思っております、市単独での資格というところを徹底するのは、まだ今の段階では難しいというふうに考えているところです。

○山下明子委員

議論の中で、そういうことは一定必要だよねというような認識としては一致したということですか。つまり、市独自では無理だとしても何らかの形でそういうふうなことをしていく必要がやっぱりあるという点での一致は見たということですか。

○山口スポーツ振興課長

指導者の資質向上を含めた資格による効果というはあるというふうに考えておりますので、どういう形で実現ができるかというところを、国、県の資格とともに県と一緒に研究していきたいと思っております。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

461ページの放課後子どもプラン推進事業なんですけど、新規事業ということでお話があったんですけど、もう少し内容を詳しくお知らせください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

この事業につきましては、放課後子ども教室推進事業ということで考えています。先ほど私新規という形で御説明いたしましたが、今までは地域子ども教室ということで、市の単独の補助金で地域のほうで子ども教室を土曜日にされているのが大部分でございましたが、やっておりました。

国のほうからは、放課後児童クラブとの連携一体型とかという形で総合的な子ども全体の放課後対策という形で今回出てまいりまして、市のほうも、国の補助事業の中で取り組んでいただきたいということが県のほうから参りまして、現在、佐賀市の場合は地域のほうに補助金という形で7団体が実施されておりますので、これが大きく変わらずに対象になるかということを検討しまして、県、国のほうに確認をした中で、現時点で大きくは変わらずに大丈夫だということでございましたので、1回当たりの単価も上げることができますので、今回の補助事業にのって、新たな放課後子ども教室ということで、各団体のほうにはおおむねでの了解はとっているところでございます。

これは、今までは市の単独補助金でございましたが、市全体に広げるのはなかなか難しく、積極的に市のほうも動いていなかった面がございまして、今回は委託事業ということで、今後は地域の自治会、あるいはまちづくり協議会等に働きかけをしながら、平成28年度以降はこの委託先の団体のほうをふやしていきたいという取り組みで考えているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。

○松永憲明委員

具体的に何をするのか、ちょっとそこを知りたいんですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

済みません、答弁が不足いたしまして。中身的には、現在、土曜日の開催が多いです。土曜日の午後とか午前のほうに、子どもたちが集まって遊んだり、地域の行事とか、あるいは昔の遊びをお年寄りから習うとか、そういう教室を開催いたします。これを今後、放

課後子ども教室という形で実施すると。

国のほうからは学習支援というところも出ておりますが、これは必須でございませんので、現時点としましては、地域の皆さんにおいでいただいて、子どもたちが放課後に自由に遊んだり、運動したりできる教室を開催するという予定としております。

○堤委員長

松永憲明委員、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高柳委員

日新校区を取り上げますけども、日新校区において、日新太陽くらぶというのを第2の曜日、第4の曜日という形でやっています。それともう1つ、今、昔遊びとかなんかを教えているのは自治会主導で地域の方が寄り合い、有志が学校に出向いてやっているんですが、今の答弁だと日新太陽くらぶ、第2、第4土曜日でやっているのが該当するんですかね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

私、昔遊びという例えを言いましたけど、基本的に子どもたちの放課後の居場所づくりですので、太陽くらぶについても県のほうに確認をして、該当するという事に判断をしております。ですので、今の地域子ども教室については今までやっていた形、これは潰したくありませんので、これは、このままでも結構だと。ただ、地域ごとによってはいろんな事情がございますけど、それを少しでも広げていただければということで、今後は拡充なり、あるいは他の地域に広げるという取り組みをしていきたいと考えております。

○山下明子委員

今、まちづくり協議会の話し合いをしている中で、貧困家庭だとかの学習支援の取り組みをしてみたいとか、ワークショップの中でそういう意見が出たりしていたわけですが、それは必須ではないにしろ、結局この事業の中にプログラムとしては入り得るということなんですよね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的に国のベースは、学習支援とか活動支援とか2つに分かれております。今現在、地域のほうの地域子ども教室というのは、学習支援というのはなかなかやっておりませんので、そこはなくても大丈夫だという確認はしています。

学習支援をされるということであれば、それは対象になるだろうと思いますが、具体的な中身等については県のほうと協議をしながら、実際の各まちづくり協議会とか、そこら辺には御協議を平成27年度中にしてもらって、平成28年度の国の補助申請にのるようであれば対応していきたいと思っておりますが、できるだけ放課後とか土曜日に、各校区ごとで実施されるということであれば、県、国のほうに対応をお願いしていきたいということ考えているところです。

○山下明子委員

結局、地域の子ども教室なり、放課後教室は、放課後児童クラブとの関係で子ども同士の関係だとか、そこら辺でどんな扱いになっていくのだろうか。つまり、学童保育、放課後児童クラブのほうに行っている子どもが、いやそれだったら地域で一緒に遊びたいし、こっちのほうに行きたいわということだって、流動的にあり得るのかなという感じもするし、一方で、第2とか第4とか本当に月の中の何日かしかないのと、毎日やるのかどうかとかで放課後子どもプランの位置づけもまた変わってくると思うんですね。だから、そこら辺の整理はどんなふうになっていくんでしょうかね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、この国の放課後総合子どもプランは、放課後児童クラブの対象の子どもと今我々やっています地域子どもクラブとか放課後子ども教室、ここら辺の方が一緒にできるような流れということを考えているようでございまして、例えば、児童クラブは、こう言ったらいけないんでしょうけど、学校の教室の中で預かっているという格好でしょうけど、放課後子ども教室は自由に子どもたちが寄ってする。その子どもたち自体は同じ地域の子どものみですので、一緒に活動ということは、理論的には国はそれを進めるようにという指示が出ております。

今後、我々もその方向で進めていきたいとは考えていますが、これは地域地域の中で、学校あるいは地域の方の事情がございまして、一概にすぐにはやっぱりいけないと思っていますので、今後、地域子ども教室を放課後子ども教室に変えた中で、各地域の中でいろいろ検討して、それをベースにして他の地域に広げていく必要があるかなと思っていますところなんです。

放課後に、毎週5日間放課後子ども教室を地域でやるというのは、地域にとっては物すごく大きな負担になると思いますので、国としては、回数については制限がございませんので、我々としてはまずは土曜日に地域子ども教室をやっておりますので、そこを維持しながら、他の地区でそういう教室関係の手が挙がってくればそこに委託をして広げていきたいということで、あと、放課後児童クラブ、こども家庭課のほうとも今後ちょっと連携を図りながら、学校によっていろいろちょっと児童クラブ自体も違う要素がございまして、そこは整理をして、今後広げていきたいと考えております。

○山下明子委員

ということは、今から連携していくとおっしゃったからなんですが、本当に整理をしていかないと、例えば、どこを会場にするのかとか、学校敷地内に専用室があるようなところだったら、そこを拠点にするだとか、校庭だったら一緒に使えるから校庭で一緒にしましよと、そのときに学童の子たちがこっちに来ることはその中にちゃんとカウントされますよとか、問題整理をしていかないと、ごちゃごちゃになってしまいそうな感じがするので、ぜひそこは今年度の話し合いの中で意思疎通を、今できていないところも含めて

そういう可能性があるんだということがみんなわかるような提起の仕方をしていかれたほうがいいのではないかと思いますので、そこはよろしくお願いします。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まさに御指摘のとおりだと思います。地域もやはり地域それぞれの事情、学校も学校で空き教室があるなしとか、あるいは市の中心部と三瀬とかの学校とまたいろいろ状況が違うと思いますので、これは今から先、我々青少年センターのほうで一度整理をした中で学校教育課及び子ども家庭課のほうとも調整を図って、よりよいベターな方向に進めさせていただきたいと考えています。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑は。

○宮崎委員

済みません。ちなみに地域子ども教室7団体あるということですが、名前を教えてもらっていいですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

平成26年度の地域子ども教室は、開成、嘉瀬、北川副、新栄、日新、兵庫、若楠の7団体で、各地域で実行委員会をつくって実施をされております。

○堤委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

465ページの図書館の図書資料費のことですが、久々にといたしますか、図書資料費がふえたといううれしい話ではありますが、全体で420万円ふえたという御説明でしたが、これは各館ごとに内訳がもしあればお示しいただきたいのですが、幾らになって幾らふえているということで。

○棚町図書館長

本館が2,720万円ですが、これは2,590万円から2,720万円とふえております。130万円ほどふえております。

それから、自動車図書館が140万円から150万円と10万円ほど増、それから6分室が410万円から約500万円と90万円ほど増です。あと諸富館が190万円から240万円と50万円ほどの増。大和館が470万円から530万円と60万円の増。それから、富士館が210万円から230万円と20万円の増。三瀬館が110万円から120万円と10万円の増。川副館が120万円から130万円と10万円の増。それから、東与賀館が320万円から340万円と20万円の増となっています。

○山下明子委員

これはふえた中身といたしますか、どういう系統のものがどのようなことでふえたという何か傾向がありますか。

○棚町図書館長

増加した分は、備品購入の図書資料、図書費でございます。本代、通常の書籍類ですね。その中身は、今後、来年の購入計画の中で、今も大体利用されている本の種類に応じて予算の配分を行っていますけども、来年もことしに準じて利用されている部分も重点的に、それとあと各館の特色が出るようなところにも予算配分をとということでお願いしたいと考えております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑は。

○高柳委員

資料の469ページ、桜マラソンについてちょっとお伺いしますが、この負担金についてもですが、昨年度の収支報告と、全体のこの資料はありますか。

○山口スポーツ振興課長

5社の共催ということで全体の経費については、運営委員会等で決算を出しております。

○高柳委員

その資料をいただくことはできますか。

○山口スポーツ振興課長

5社の共催ということで、内容の詳細があるものをすぐに出せるかどうかというのは、即答はできません。確認をした上で、出せるようであれば出していきたいと思います。

○高柳委員

できたら御努力いただいて、その資料を提出していただければ、また今年度もそれに沿っての事業運営だと思っておりますので、そこまでできたらいただきたいんですが。

○山口スポーツ振興課長

5社の運営委員会にちょっと提案して、できるだけ出せるように努力したいと思います。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ちょっと少し小さい話ですが、スポーツ合宿補助金のことですが、60万円という予算で、いわゆる他県とかいろんなところのスポーツ合宿を民間のという話が最初あったと思うんですが、そこにプロスポーツも広げるとなると、この60万円というのは一体どれぐら

いの補助ができるのだろうか、どんな規模でということを考えておられるんですか。

○山口スポーツ振興課長

現在、スポーツ合宿はアマチュアに限った補助ということで、この60万円についてはその部分、平成26年度100万円つけていた分を60万円で、それ以外に消耗品が30万円ほどで、これは佐賀の特産品をプロスポーツチームが佐賀で合宿したときにお渡しして、佐賀の味、特産品を味わっていただくということで、長野パルセイロの場合は佐賀牛とか、野菜、米、そういったものでシシリアンライスをつくっていただいて食べていただくというような内容にさせていただいております。

トータルで130万円ほど、ですから少し昨年よりも全体の事業費、合宿の事業費としてはふえております。ただ、その補助がちょっと消耗品等にかわっているというような状況です。

○高柳委員

資料471ページの富士健康マラソン大会補助金についてですが、補助金の額については、何も僕は申し分ありませんが、人的支援はどういうふうな形をとられていますでしょうか。

○山口スポーツ振興課長

現在、今年度までに30回、大会を継続させていただいております。今回、一つの節目ということでかなり、実行委員会のほうが疲弊しているというような話を聞いております。

そこで、来年度は、今から協議を具体的に進めていくんですが、できるだけリニューアルして職員とか実行委員会の負担を減らして取り組む内容にしていきたいということで、桜マラソンが実際アールビーズという民間の会社が申し込みや、ランナーの手配等も含めて実務的なことをやっておりますので、そういったところに委託してやっていきたいというのと、あとは富士支所の教育課が中心になってやっておりますので、できれば、もう少し桜マラソンのプレ大会という位置づけで11月に開催されるので、スポーツ振興課を含めて、市全体で対応できないかと、そういう体制ができないかというのも今後検討していきたいということで、実行委員会のほうはやめるかどうかという話もあったようですが、合併10周年を記念した事業ということで、来年リニューアルしてやってみようかというような形になっているようです。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松永憲明委員

今の富士健康マラソン大会については、昨年の議会報告会の中でも強い意見として、何とかその助成をですね、人的な助成も含めて何とかしてほしいという強い要望が出されておったわけですね。かなりもう長い歴史を持っていて、以前は富士支所前から南のほうに下って、熊の川のほうまでおりてきてから上っていくというやり方だったんですけども、

今は北山校の前からしゃくなげ湖を1周するとかいうようなコースでやられているわけですよね。非常に景色もいいし、季節的にも11月ぐらいになれば非常にいいんじゃないかというふうに思って、ちょっと昨年、一昨年寒い時期にあったんですけども、もう少し時期的なものを調整していけば、非常にいい大会になっていくというふうに思うわけですね。せっかく長く続いてきた大会でありますので、ぜひともこの点については前向きに御検討いただいて、今後とも続けられるようお願いを申し上げたいと思っていますところ。以上です。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○川崎委員

463ページ、成人式開催経費ですね、これに関しては開催8会場ですけど、来年度も会場、場所は一緒と考えているのでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的に8会場の場所については、変更は考えておりませんが、川副につきましては、スポーツパーク川副の体育センターで実施をしておりますが、今度改修事業が入っております、使用ができないということで、現時点では南川副小学校の体育館を予定しているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。

○川崎委員

それで、この件はもともといろいろと議論してきたつもりですけど、特に空調関係で暖房が入っていないということで、教育長も今回来られて会場を見てもらったと思うんですけども、今年度は大体ストーブ関係を12基ぐらい入れるというように私も聞いていたんですけど、いざこう見てみると半分の6基ぐらいだったのでしょうか。そして父兄のところなんかはちょっとストーブがなかったものですかね、そのいきさつが12基ぐらいだったのが何で減少したのか。ことしは特に天気がよかったものですから、何とか対応できただろうと思うんですけど、あれが雪が降ったたらちょっと厳しいかなと思うんですけど、何でその12基が半分に減ったのか、そのいきさつを知りたいと思います。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

川副につきましては、体育館を使用するというので、空調がないということでいろいろ御指摘もございまして、今回、ストーブのほうを、学校で使っているストーブを集めましてここで対応しようということで、当初12台集めて、周りに全部配置する予定でございました。電源のほうを確認したところ、12台一遍に使うと、あれが電気を使うということで、電気が飛んでしまうということもございまして、6基が限度だったということで6基を使わせていただいて、たまたま今回は気候が寒くなくて、6基で対応できたかと考えてお

ります。今後ちょっとそこら辺の電源のほうも少し検討する必要があるかなと思っております。

○川崎委員

来年度は南川副小学校でということで、あそこの体育館もまあまあ広いものですから、来年の対応はどういうふうに考えているのでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的には、学校の体育館も空調はございませんので、ストーブの対応になるかと考えています。今回の教訓を生かしまして、電源を使わないストーブとか、そこら辺も含めて再度整理をさせていただきたいと思っています。

○川崎委員

電源のないストーブ、この経費の中には入っていないわけですか。ストーブ関係の経費は。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

ストーブについては、各学校とか、市の施設関係から借りてやっておりますので、経費的には入れておりません。ただ、油代、灯油代については消耗品のほうで対応をしております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

図書館のところちょっと聞きそびれたんですが、市立図書館は来年がオープンから20周年になると思うんですが、来年がですよ、平成28年が。

(発言する者あり)

ことしが平成27年でしょう。だから、来年が20周年になると思うんですが、要するにそれに向けてのことも含めてですが、今、図書館の利用数というのが、ちょっと横ばいとか減っているとかがいろんな話があっていましたが、その辺が今どうなっているかということと、ふやしていく取り組みとしての工夫が今回の中で何かありますかということをお聞きしたいんですが。

○棚町図書館長

平成28年、来年ですね、来年が確かに20周年です。20周年の記念事業については、まだ今検討している段階で、具体的なものはまだできておりません。

それと、今現在の利用の状況ですけれども、ことしの見込みで、昨年の貸出数が200万冊ございましたが、今年度の見込みでは193万から194万冊ぐらいと若干減少するであろうと見込んでおります。

今後の利用の増に対するその対策でございますけれども、現在も行ってはいますが、いろんなメディアを使つての広報、それと本に結びつけるためのいろいろなイベント等を今後も中身を検討しながら進めて、極力利用者増につながるよう進めていきたいと思つています。

今年度も、この予算には、先ほど説明しませんでしたけれども、いろんなイベントの経費とかなんかも組んでおりますし、例えば手づくり絵本コンクールとか手づくり絵本の教室、これも開館以来ずっと毎年続けて、1年間だけちょっとやっていないときがありましたけど、これも継続していく予定でございますし、そういった意味で、イベント等と利用者増に結びつけるように今後も進めていきたいなと思つております。

○山下明子委員

手づくり絵本とか何か、もちろん今までもやられていて、親子でとか、子どもがかかわったりとかという感じだったと思うんですが、いわゆるビジネス書だとか、大人の利用などもいかに伸ばしていくかということなんかも課題だったと思うんですが、そこら辺での特別な取り組みだとか、何かを考えられているかということと、昨年末からの知事選の影響で、結構図書館ということに関して、全国的にも図書館のあり方という問題については割と関心も高まっている中でのですね、佐賀市立図書館がスタートして以来位置づけられていた目指すべき方向性と、今市民の中にどれだけ根づいているのかということとか、やっぱりこうしっかり考えながら20周年に向かっていくように、私は大事な年ではないかと思うんですよね。本のある森だとかいう取り組みでされていたと思うので、ですので、ちょっとそこら辺で市民のいろんな年代まで含めた対応策だとか、工夫だとか、そういうことを積み重ねながら20周年にぜひ向かっていただきたいなと思つての期待も込めての質問なんですけども、そこら辺、何か多世代に関して何か考えておられるんでしょうかね、あるいは障害者対策の充実だとか。

○棚町図書館長

今年度は終活、終わりの活、要するに亡くなる準備をする終活の講座とか、あと、来年度以降は、介護の問題も結構問題になっています。だから、そういった介護の問題とか、そういったことも含めて市民の方が興味あるテーマに向かって講座等も進めていこうかと思つております。

○堤委員長

よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございませんか。

(発言する者あり)

補足ですね。

○山口スポーツ振興課長

最初に説明いたしました中で、2点ほど修正をさせていただきます。

スポーツ推進員関係の事業費を8,000万円と言っていましたが、800万円の間違いです。それとあと、諸富文化体育館の防鳥ネットを支所長枠という説明をいたしました。一般経費の枠内で対応ということでございます。その2点、訂正させていただきます。

○堤委員長

ほかに委員の皆様ございませんね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういたしましたら、午前中に行いました公民館職員の給与に関する資料が提出されましたので、このことについて、追加して御協議いただきたいと思えます。

説明のほうをどなたか。

◎第30号議案 佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 追加資料説明

○堤委員長

このことにつきまして御質問ございますか。

○高柳委員

当然職務の俸給ですから、これは昇給というとなんか形で捉えておられますか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

昇給という考え方は、公民館主事にはございません。

公民館主事につきましては、3年の任期で継続をするという形になっておりますので、3年ごとに職及び市の格付を行うという形になっております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

このことにつきまして、ほかに御質問ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、高柳委員に確認をいたします。

先ほど桜マラソンの決算資料をということで御請求ございましたが、相手様のほうの団体の決定もありますので、これについては時間がかかるでしょうから、予算審査の中には含まないということで考えてよろしゅうございますか。

(発言する者あり)

それはあれですよ、もしいただけるようであれば、後日棚入れをするということでもよろしいですか。全員、皆さんにとのことです。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、承知いたしました。

それでは、社会教育部に関する議案の審査をこれで終了いたしたいと思います。

社会教育部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。大変お疲れさまでござ

いました。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

こども教育部のほうから資料が幾つかでき上がっているようですので、全部はそろっていないみたいですので、できた分だけは説明をいただきたいと思っています。

それでは、お手元に資料が参ったと思いますが、これは平原委員のほうから請求がありました保育園と幼稚園の形態についての資料でございます。

このことにつきまして、早速説明をいただきたいと思っています。

◎追加資料（こども教育部資料5）について 説明

（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○高柳委員

そしたら、三光幼稚園が今度三光幼稚園と三光保育園に分かれるんですか。

○藤田保育幼稚園課長

今既に幼保連携型なので、認可保育園と認可幼稚園を今お持ちになっています、1つの施設として。それが今度は新制度で分かれる。しかも、幼稚園型の認定こども園と保育所型の認定こども園に分かれる形になります。

（「当然施設の職員も別々」と呼ぶ者あり）

既に今も本当は別々なんですね、幼稚園部分と保育園部分。ですから、当然新制度におきましても、施設の分は別々になっています。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

ということは、子どもたちは今までと変わらない状態なのでしょうか。例えば、三光保育園や幼稚園の場合、子どもの過ごし方とか扱いとか。

○藤田保育幼稚園課長

基本的には施設は、既に先ほど申しましたように2つに分かれていますので、今後、新制度におきましても、施設は別、ただ形として別に分かれたただけでありまして、その過ごし方につきましては変わらないという形になります。

○山下明子委員

幼稚園などで、独自に放課後子どもクラブのような形で受け入れたりしているところがあったような気がするんですけども、幼稚園とか保育所の中でですよ。そういう事業とかいうのは、そこら辺は今までと変わらないのかどうなのか、園によって扱いがどうなるのかとか。

○藤田保育幼稚園課長

まず、確かに保育園でも、1つは三瀬保育園とか、放課後児童クラブの事業を取り組まれている部分の一部あります。それに対してあと幼稚園の分がですね、ちょっと私ども私立幼稚園の中でそういうふうに、多分、卒園児を自主的に預かって事業をされているかなと思うんですけど、実態的にはちょっと全てを把握していない状態であります。

○こども家庭課こども育成係長

平成25年の5月に保育園と幼稚園の関係で調査をさせてもらったときに、ちょっとデータは古いんですけども、保育園で38園、調査をかけた中で、児童クラブの取り組みをしているのが3園、取り組んでいないのが15園、その当時ですね。幼稚園が42園、調査対象の中で取り組んでいるというのが7園と取り組んでいないのが12園という回答がその当時なされていないところもありますのでそうそう合いませんけど、保育園で3園、幼稚園で7園、10園、その当時の回答では取り組んでいるという回答をいただいているところです。

○山下明子委員

そういうところは、今回の新制度との関係だとか全く関係なしに自主的にやっていることなので、影響はないと見ていいのか、何かその辺はどうなんですか。

○こども家庭課こども育成係長

児童クラブとしての影響がないという観点でお答えして大丈夫なんですか。

(「はい。要するにその取り組み自体」と呼ぶ者あり)

児童クラブの今回の基準の中では該当しないといえますか、今まで独自に取り組んでいらっしゃったところで、独自にされる分というのは各園にお任せをしていくという状況だと考えております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、この資料に関する説明は以上で終わりたいと思います。

それでは次に、こども教育部の資料の6というのが出ておりますので、このことにつきまして——こども教育部の資料7も含めて、それぞれ説明いただきたいと思います。

◎追加資料(こども教育部資料6)について 説明

○堤委員長

御質疑はございませんか。

○高柳委員

余りにも偶然の一致なのかどうかはちょっとわかりませんが、たまたま算出したら余り上がらなかったという結果が出たんですか。

○百崎こども家庭課長

収入が幾らかでまず算出をしていますので、250万円とパート収入で、ケース2は400万円とパート収入で比べたら、計算したらこうなったというところです。

○堤委員長

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では続きまして、資料7についてお願いいたします。

◎追加資料(子ども教育部資料7)について 説明

○堤委員長

このことにつきまして御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、引き続きまして、資料8につきまして説明をお願いいたします。

◎追加資料(子ども教育部資料8)について 説明

○堤委員長

この資料につきまして、御質疑はございませんか。

○山下明子委員

民間委託のほうの資料ですけれども、本当にわかりやすい、いい資料をありがとうございますということで、全体がよく見えたんですけれども、1つは、ずっと最初から同じところと変わっているところがあるんですが、神野小学校がころころと全部変わっているんですが、更新ごとに。こういうところは変わった中で、何かこう違いが見えたとか課題が見えたとか、そういうことがまずあるんですか。

○学事課保健体育係長

まず、神野小学校、平成20年から3年間を大新東ヒューマンサービス株式会社という業者と契約をしております。で、その業者が、企業の合併で名前が変更されたということで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社になったというのが平成23年度から平成25年度までの変更で、実際の業務に携わっている方は変わっておりません。名称が変わったということでございます。

それから、平成25年度で私どものほうで通常行っております3年間の契約を行って、選定委員会にかけて問題がなければ、あと3年間という最大で6年間という期間を過ぎましたら、改めてプロポーザルで業者募集をかけまして、選定を行い直します。その中で、今までの業者よりも別の業者がいいというような御判断をいただいて、選定の結果という形で業者が変わったところでございます。以上です。

○山下明子委員

じゃあ、そういうことで変わった中で、よりよくなったとか、どうなったとかという何か現場の意見は聞いているんですか。

○学事課保健体育係長

学校には当然、頻繁に私どものほうも意見を聞きますし、評価という形で学校からも毎年業者の評価はいただいております。その上で、学校の評価と学事課の評価をあわせて、学事課の評価点というのは実際立ち入りを行って検査を行うというようなこともしておりますが、その双方の評価の結果を受けて、評価委員会にかけて問題があれば当然業者のほうに指摘を行うというような形を行っております。変更があった後、学校のほうでは基本的にはもともとの業者がいいというような意見も、学校側としてはなれているからというところはございますが、新たな業者に変わって悪くなったというようなことは聞いておりません。評価としても、問題ないというような評価をいただいておりますので、その点については、私どもも安心しているところでございます。

○山下明子委員

今かかわっている業者の中で、佐賀市内というところはないですね。本社がということではなくて。

○学事課保健体育係長

1社でございます。九州文教サービス株式会社というのは、佐賀市の会社でございます。芙蓉校を受託しております。

○山下明子委員

ちょっとどういう会社か私はよくわからないで聞いているので済みませんが、ここがまずどういうところかということと、佐賀市でこうやっているところが入っていく可能性というのが今後あるのかどうかということ。今までも地元の業者の人たちを育成するというようなこと、経験を積んでもらいながら育成するということの問題提起もこれまでもあったと思うんですが、そこら辺はどうなんですかね。

○学事課保健体育係長

まず、九州文教サービス株式会社という会社ですけれども、県立病院好生館の病院の給食といいますか、患者に出す給食の業務を行っております。また、それ以外にも病院の給食については行っているところで、県病院を持っているというところで、結構な規模の業務を行っているというところでは、信用の置ける会社でございます。

佐賀市内の業者についてはという御質問でございますが、これまでもそういった御指摘をずっとお受けしながら、市内の業者については、今、手を挙げていただいている業者を集めて研修会を開く、学校給食というのはこういうものだというような研修会を開く、その全体の給食の調理員とか、今の調理業務を行っている方々を集めて行う研修にも来ていただいておりますし、別に取り組んでいるところでまだ受託をされていないという方だけを集めた研修会も学事課のほうで行っております。この分については学事課が余り先に立てませんので、工業振興課のほうに音頭をとっていただいて、前面に立っていただいて、市内企業の育成ということで研修会を開いていただいて、内容については私どものほうで精査をして、通常の病院給食と学校給食の違いというようなところを中心に研修を毎年行っ

ております。

そういった研修に御参加いただいている企業がだんだん内容的にわかって、なかなか学校給食というのはちょっとということで参加されなくなった企業もいらっしゃいますけれども、そういった中でずっと参加していただいているところについては、ぜひ受託できればというふうに考えているところでございます。

○山下明子委員

病院給食と学校給食はやっぱり違うと思うんですね、治療食と、それから教育の一環としての食生活だとか、いろんなことを学ぶ場でもあり、楽しいとか、うれしいとか、学校給食を通して一番楽しみな時間だと言われたりもするような、そういう場としての給食がどうやってできるかというところ、給食の角度からは論議するわけですよね。地産地消だとか、そういうことを言うときに、何かやっぱり地元の中でしっかりと育てている業者が地元の農家だとか何かとも連携がとり合えるようなだとか、いろいろこうあってほしいなというふうな、全国いろんな給食の取り組みから学ぶことだとかがある中で、があつと大きい会社が入っていくということばかりでは、そういうきめの細かい、あつたかい給食ということとの関係で、果たしてうまくいくんだらうかという、そういう意見もあるわけですよね。なので、とっても豊かな給食を実現できるような方策という意味での民間委託は私は余りすべきでないと思っているわけなんですけど、より自校式で、こうパッと言えばパッとこう変わるようなことができるような、そういうことに近い対応のできるような形態を目指すのであれば、やはり地元の方たちをどれだけ育成していくかということが今後も大切になってくると思いますので、その辺をぜひお考えいただきたいと思いますけども、そういう観点もちゃんとお持ちですよ。

○学事課保健体育係長

まず、山下明子委員の言われている地元の農家の皆さんとのつながり云々というところが、今の給食を運営する、民間委託でなくてもなんですよけれども、食材の購入は学校が行って、調理は調理員が行う、まあ直営で言えば市の職員が行いますし、民間委託で言えば民間委託の業者が行うんですよけれども、食材の購入というところの部分とその調理というのは分けてしておりますので、その辺の部分がちょっとリンクするということはなかなか難しいと思います。

それと特に病院給食と学校給食の違いというので、私どもがすごく気にしているのが、衛生管理の基準が異なっていて、学校給食の場合は小さい子どもが食べるというところを文部科学省が大きく見ているのだと思いますけれども、より厳しく衛生面についてするようになっております。ですから、病院給食をされた方が真つすぐ学校給食をすると、しなければいけない作業を飛ばして行うということがありますので、そういう部分もちゃんと把握しているかどうかというのを私ども選定のときにじっくり見させていただいて、そういう意味でも学校給食と病院給食の違いとか、あと、先ほど委員言われた教育の一環

としての給食であるというところの考え方というのを確認しながら、選定を行っているところでございます。

ただ、地元の企業に入っていただきたいというのは、やはり、何かあったときに、地元の企業であったほうが私たちとしても安心が持てるというところが一番でございます、会社自体が佐賀にあって、何かあったらその会社に直接話ができるとかいう部分はとても安心できるところでもありますし、顔が見れるといいますか、そういう会社がそこにあるというところでは安心できると思いますので、ぜひ市内企業の受託というのもできればそういう形の方向に向かっていただきたいというふうに考えております。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御意見ございませんですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、請求いたしておりました資料も全て出まして、審査は全て終了したと認識いたしております。

以上をもちまして、こども教育部に関する審査を終了いたしたいと思っております。

最後になりましたけれども、今期をもちまして貞富部長が御退任ということでございますので、この場をかりまして退職の挨拶をしたいという申し出がっております。よろしくお願いたします。

◎貞富副教育長兼こども教育部長退職挨拶

○堤委員長

長い間、本当に御苦労さまでございました。

それでは、以上をもちまして教育委員会の全ての議案の審議を終了いたしたいと思いません。

職員の皆様方、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

◎執行部退室

○堤委員長

それでは、以上で教育委員会の議案の審査が終了いたしました。

本日の審査に関して、現地視察の御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですね。

それでは、明日は1時半からの開会となりますので、あしたは卒業式でございますから、ぜひ行かれてください。よろしくお願したいと思っております。

それから、ちょっと今のうちから御相談でありますけれども、委員長報告ですね、当然当初予算ですからするべきだろうと思っておりますし、随分議論がございましたので、具体的にきのうきょうで議論した中で、これだけはぜひ取り上げてほしいというものがあるか、記憶が新しいうちに、またあしたとかあさってになりますとだんだん忘れてきますので、これ

だけはちょっと書いてくれればいかんと、こういうのがありましたら、ちょっと出していただきたいんですが。

北部デイサービスセンターについても、少し言わんばいかんでしょう。

特にはございませんか。

(発言する者あり)

一番初めの北部デイサービスの廃止ね。今までどおりのサービスがというか、そういったものが対応できているかという話があったので、これは……

(発言する者あり)

福祉のほうでしょう。福祉のほうについてはちょっときのうのことですから、また、後ほど見ていただいて、あしたぐらいまでにでもぜひ言っていたいただければと思います。

教育委員会のほうについてはどうでしょう。きょうやりましたから、ちょっと気づきで書いたのは、放課後児童クラブの件と、それから放課後補充学習支援ですか、どういう仕掛けかという話がありましたし、あとは……

(「学校給食」と呼ぶ者あり)

学校給食の件と、それから特別教室のそこら辺の判断のことについてですね。あとはスポーツ振興、少年スポーツの件ですか、こういう議会からの話をしていることに対してのというやりとりは幾つかありましたからですね。

そこら辺かと思いますが、明日ございますので、ほかにございましたらまたお申し出をいただいて、ただ申し上げておきますが、時間も限られておりますし、やはり議案の審査という視点でやらないと、要望の塊みたいな報告にはちょっとできないものですから、その点は御判断いただいて、最終的にはもう正副委員長に御一任をいただきたいなと思いますが、よろしいですか。

(「社会教育団体補助」と呼ぶ者あり)

社会教育団体補助、あったね。

今のようなことで最終的には一任をいただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきます。

本日の文教福祉委員会は以上をもちまして終了いたします。お疲れさまでございました。